

LTRの知っておきたい！経営の豆知識（第20回）

持続化給付金

Q)持続化給付金とは？

A)中小企業、小規模事業者、個人事業主等で今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対して下記の金額が国から給付される制度です。

【給付額】

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

*対象月は2020年1月から12月までの売上

*上記の算出方法により法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内

Q)どのように申請するのでしょうか？

A)申請期間は**令和2年5月1日から令和3年1月15日**まで

申請方法は持続化給付金の申請用HP (<https://www.jizokuka-kyufu.jp>)からの電子申請。

まず、最初の上記HPに会社のパソコンから仮登録を行ってください。

その後、仮登録が完了した旨の返信が送られてきます。

Q)申請にあたっての注意点 (1)事前準備書類

A)申請の前に、下記の書類を申請の際に添付する必要がありますので、1枚ずつ写真またはPDFで申請するパソコンに保存しておいてください。

①確定申告書別表一の控え *税務申告を電子で行っている場合には税務署からメール返信された「受信通知」も添付

②法人事業概況説明書の控え2枚(両面)

③2020年の売上が減少した月の売上台帳等(元帳等)④還付先の法人名義の口座通帳の写し(通帳の表面と表紙を開いた2面の両方の写し)

Q)申請にあたっての注意点 (2)基本情報

A)申請の際に、法人の基本情報を記入します。その中で、法人番号とは、13桁の法人番号(個人の場合のマイナンバーになります)で、基本的には法人番号は公表されておりますので、ネット等での検索が可能です。

業種(日本産業分類)

例)電気工事業の場合 大分類D-建設業、中分類08設備工事業、081電気工事業

Q)申請にあたっての注意点 (3)添付書類 売上台帳等

A)売上50%以上の減少となる証明する書類については以下の書類があげられます。

①経理ソフトから抽出したデータ ②エクセルで作成したデータ ③手書きの売上張

申請等で問題がなければ、現状では申請から2週間程度で給付金の振込がなされている状況です。詳細等で不明な点等があれば、LTRの下記の窓口までご相談ください。

【質問・相談窓口】

弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士等11の士業によって構成される専門家グループ
「LTRコンサルティングパートナーズ」 TEL:045-862-0107

ご相談につきましては、相談シートにご記入の上、神奈川県電気工事工業組合へFAXをお願いします。
(相談シートは本部事務局、各地区本部にあります) FAX:045-251-4500